

# 熊本県公報

第 1 0 8 6 2 号  
平成 14 年 7 月 17 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

告 示		
指定居宅サービス事業所の指定	( 高 齢 保 健 福 祉 課 )	1
指定居宅介護支援事業所の指定	( " )	1
"	( " )	2
"	( " )	2
家畜伝染病に係る届出	( 畜 産 課 )	2
漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧	( 漁 政 課 )	2
平成 14 年度鳥獣保護区の設定に係る公聴会の開催	( 自 然 保 護 課 )	2
指定居宅サービス事業所の指定	( 高 齢 保 健 福 祉 課 )	3
定数漁業の許可申請期間	( 漁 政 課 )	3
液化石油ガス認定販売事業者の認定の取消し	( 防 災 消 防 課 )	3
熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項	( 地 域 政 策 課 )	3
公 告		
開発行為に関する工事の完了	( 建 築 課 )	4
"	( " )	5
"	( " )	5
"	( " )	5
"	( " )	5
"	( " )	5
道路位置の指定	( " )	6
"	( " )	6
"	( " )	6
"	( " )	6
"	( " )	6
"	( " )	7
特定非営利活動法人の設立の認証の申請	( 県 民 生 活 総 室 )	7
"	( " )	7
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請	( " )	7
"	( " )	8
登 載 依 頼		
社会教育委員会議の開催	( 社 会 教 育 委 員 会 議 )	8

## 告 示

熊本県告示第 562 号  
介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。  
平成 14 年 7 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
介護支援事業所さかもと 八代郡坂本村大字葉木 3875 番地の 2	有限会社 介護支援事業所さかもと	平成 14 年 7 月 4 日
訪問介護 シルバーセンター 八代市岡町小路 696 番地の 2	有限会社 シルバーセンター	平成 14 年 7 月 4 日

熊本県告示第 563 号  
介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 7 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所 シルバーセンター 八代市岡町小路 696 番地の 2	有限会社 シルバーセンター	平成 14 年 7 月 4 日

熊本県告示第 564 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 7 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
キョーシン居宅介護支援センター 熊本市龍田五丁目 12 番 1 号	有限会社キョーシン福祉会	平成 14 年 7 月 4 日

熊本県告示第 565 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 7 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
あしきた農業協同組合居宅介護支援事業所 芦北郡芦北町大字佐敷 424 番地	あしきた農業協同組合	平成 14 年 7 月 4 日

熊本県告示第 566 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により、公示する。

平成 14 年 7 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病名	区分	発生年月日	発生場所	発生頭数	適用
ヨーネ病	患畜	平成 14 年 7 月 4 日	鹿本郡菊鹿町	5 戸 6 頭	乳用牛

熊本県告示第 567 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項に規定する同意を求めため、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 加入区の名 称  
三角加入区
- 発起人の住所及び氏名  
宇土郡三角町大字戸馳 4283 番地 坂本 勝蔵  
宇土郡三角町大字郡浦 439 番地 1 脇坂 功
- 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合  
三角町漁業協同組合
- 縦覧期間  
平成 14 年 7 月 17 日から平成 14 年 7 月 31 日まで
- 縦覧場所  
三角町漁業協同組合

熊本県告示第 568 号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第 32 号）第 1 条ノ 5 第 6 項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成 14 年 7 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

日 時	場 所	聴こうとする案件
平成 14 年 8 月 7 日 午後 2 時から	上益城郡矢部町中央公民館大研修室 (上益城郡矢部町下市 33)	内大臣鳥獣保護区の設定について
平成 14 年 8 月 8 日 午後 2 時から	熊本県庁本館 10 階第 1 共用会議室 (熊本市水前寺 6-18-1)	熊本港鳥獣保護区の設定について
平成 14 年 8 月 9 日 午後 2 時から	球磨地域振興局 2 階中会議室 (人吉市西間下町 86-1)	川口鳥獣保護区の区域拡大設定・ 川口特別保護地区の(再)指定に ついて

熊本県告示第 569 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 7 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
NPOサンアンドムーン武蔵ヶ丘サロン 菊池郡菊陽町津久礼 3600 番地 19	特定非営利活動法人 ケアサービスくまもと サン アンドムーン	平成 14 年 7 月 5 日

熊本県告示第 570 号

熊本県漁業調整規則(昭和 40 年熊本県規則第 18 号の 2)第 8 条第 3 項及び第 21 条第 3 項の規定に基づき、許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

平成 14 年 7 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
中型まき網漁業	このしろ 1 そうまき網漁業	不知火海
小型機船底びき網漁業	手繰第 1 種漁業どうしゅ手繰網漁業	天草有明海
流し網漁業	大目流し網漁業	熊本有明海
	小目流し網漁業	熊本有明海

## 2 申請期間

平成 14 年 7 月 22 日から平成 14 年 7 月 29 日まで

熊本県告示第 571 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)第 35 条の 10 第 1 項の規定に基づき、液化石油ガス認定販売事業者の認定の取消しをしたので、同法第 88 条第 2 項第 1 号の 2 の規定により、公示する。

平成 14 年 7 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

氏名又は名称及び法人にあっては 代表者の氏名	住 所	認定取消年月日
第一マルトガス株式会社 代表取締役 吉野 誠	熊本市戸島町 1805-1	平成 14 年 7 月 4 日

熊本県告示第 572 号

熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 14 年 7 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項

熊本県地域総合整備資金貸付要項(平成 2 年熊本県告示第 367 号)の一部を次のように

改正する。

第 13 条第 1 号中「地域振興民間能力活用事業計画」の次に「又は法令」を加え、同条第 5 号中「再生手続開始」を「民事再生手続開始」に改める。

第 24 条を第 25 条とし、第 17 条から第 23 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 16 条の次に次の 1 条を加える。

(事情変更による決定の取消し)

第 17 条 県は、地域総合整備資金の貸付決定をした場合において、貸付決定を受けた申請者が法令に反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、貸付決定を取り消すことができる。

2 県は、前項の規定により貸付決定を取り消すに当たって、財団の意見を参考とすることとする。

3 前条の規定は、第 1 項の処分をした場合に準用する。

附則を附則第 1 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

4 平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの間は、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 5 条第 1 項	24 億円	26 億円
	36 億円	40 億円
第 5 条第 4 項	「過疎地域」	「過疎地域」、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項に規定する「離島振興対策実施地域」
	24 億円	26 億円
	30 億円	33 億円
	36 億円	40 億円
	45 億円	50 億円
第 5 条第 5 項	24 億円	26 億円
	30 億円	33 億円
	36 億円	40 億円
	45 億円	50 億円
第 5 条第 6 項	「過疎地域」	「過疎地域」、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項に規定する「離島振興対策実施地域」
	24 億円	26 億円
	37.5 億円	41 億円
	36 億円	40 億円
	56 億円	62 億円
第 24 条	24 億円	26 億円
	30 億円	33 億円
	36 億円	40 億円
	45 億円	50 億円

附 則

1 この要項は、告示の日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

2 この要項の適用の日前に貸付決定がなされた資金については、なお従前の例による。

3 平成 13 年 11 月 21 日付け熊本県告示第 879 号(熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を削る。

公 告

熊本県公告第 585 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 7 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡合志町大字福原字充滿 2560 番 6 及び同 2560 番 8 の一部

497.79 平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
菊池郡合志町大字福原 2358 番地  
衛藤 美和

熊本県公告第 586 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 7 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡西合志町大字野々島字前畑 1026 番 9  
200.03 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
菊池郡西合志町大字野々島 1026 番地 3  
木村 浩史

熊本県公告第 587 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 7 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡泗水町大字吉富字今寺 81 番 1 及び同 81 番 2  
4,581.33 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
菊池郡泗水町大字吉富 19 番地  
南星電機株式会社

熊本県公告第 588 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 7 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
荒尾市川登字北五反田 1778 番 1、同 1778 番 3、同 1779 番、同 1780 番、同 1795 番 1 の一部、同 1795 番 3 の一部及び同 1795 番 5  
2,450.63 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大牟田市上宮町二丁目 1 番地の 1  
有限会社武富金龍堂薬局

熊本県公告第 589 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 7 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字津久礼字宮ノ下 871 番  
2,099.40 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
菊池郡菊陽町大字津久礼 428 番地  
大野五記

熊本県公告第 590 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 7 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字室字新田 345 番 4、同 363 番 1、同 363 番 2、同 364 番 1、同 364 番 2 及び里道並びに水路の一部  
6,041.30 平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市尾ノ上一丁目 6 番 20 号  
熊本セキスイハイム株式会社  
菊池郡大津町大字新 208 番地  
系永 一  
菊池郡大津町大字室 15 番地  
岩下一雄
- 

## 熊本県公告第 591 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 14 年 7 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 水俣市百間町二丁目 3 番 22 号  
2 築造者の氏名 有限会社日の出建材  
3 道路の位置 水俣市白浜町 500 番 35  
4 道路の幅員 6.00 メートルから 6.10 メートルまで  
5 道路の延長 134.97 メートル  
6 指定年月日 平成 14 年 5 月 28 日  
7 指定番号 芦北企調第 5 号
- 

## 熊本県公告第 592 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 14 年 7 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 菊池郡菊陽町大字津久礼 4251 番地  
2 築造者の氏名 笠清  
3 道路の位置 菊池郡菊陽町大字津久礼字玄番道筋 4167 番 1  
4 道路の幅員 4.00 メートルから 4.50 メートルまで  
5 道路の延長 46.58 メートル  
6 指定年月日 平成 14 年 6 月 6 日  
7 指定番号 菊池景建第 22 号
- 

## 熊本県公告第 593 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 14 年 7 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 下益城郡小川町大字北新田 640 番地  
2 築造者の氏名 古閑光輝  
3 道路の位置 下益城郡小川町大字北新田字兎淵 353 番 5 及び 353 番 13  
4 道路の幅員 4.00 メートル  
5 道路の延長 47.00 メートル  
6 指定年月日 平成 14 年 6 月 18 日  
7 指定番号 宇城景建第 4 号
- 

## 熊本県公告第 594 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 14 年 7 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 宇土郡不知火町大字高良 2695 番地  
2 築造者の氏名 古川辰喜  
3 道路の位置 宇土郡不知火町大字高良字前田 275 番 3  
4 道路の幅員 4.00 メートル  
5 道路の延長 25.07 メートル  
6 指定年月日 平成 14 年 6 月 18 日  
7 指定番号 宇城景建第 3 号
- 

## 熊本県公告第 595 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 14 年 7 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 八代郡鏡町大字上鏡 501 番地 1
- 2 築造者の氏名 早川忠雄
- 3 道路の位置 八代郡鏡町大字上鏡字西正眞 398 番 4
- 4 道路の幅員 5.00 メートルから 6.00 メートルまで
- 5 道路の延長 29.50 メートル
- 6 指定年月日 平成 14 年 6 月 26 日
- 7 指定番号 八代企調第 7 号

熊本県公告第 596 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 14 年 7 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市大江六丁目 26 番 3 号
- 2 築造者の氏名 尾田仁
- 3 道路の位置 菊池郡合志町幾久富字下沖野 1862 番 8
- 4 道路の幅員 5.00 メートル
- 5 道路の延長 34.94 メートル
- 6 指定年月日 平成 14 年 6 月 26 日
- 7 指定番号 菊池景建第 30 号

熊本県公告第 597 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 14 年 7 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 14 年 6 月 25 日
- 2 名称  
特定非営利活動法人植木たすけあい
- 3 代表者の氏名  
福田 和子
- 4 主たる事務所の所在地  
鹿本郡植木町大字広住 584 番地の 14
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、植木町及びその周辺住民に対して、生きがいをもって健康で安心して暮らしていくことができる地域社会づくりに関する事業を行い、もって福祉の増進に寄与する事を目的とする。

熊本県公告第 598 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 14 年 7 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 14 年 6 月 25 日
- 2 名称  
特定非営利活動法人アイ・ネットワークくまもと
- 3 代表者の氏名  
竹元 茂一
- 4 主たる事務所の所在地  
熊本市榎町 23 番地 48 号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、障害者に対してパソコンや支援ソフト等の普及支援・技能取得のための活動をおし、障害者の潜在能力を限りなく引き出し、経済的自立を促進することを目的とする。

熊本県公告第 599 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 14 年 7 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 14 年 6 月 20 日
- 2 名称  
特定非営利活動法人熊本県マンション管理組合連合会
- 3 代表者の氏名  
藤谷 成企
- 4 主たる事務所の所在地  
熊本市桜町 1 番 25 号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、熊本県に所在する分譲マンションに係わる管理組合、団体、居住者をはじめとする地域住民に対して、マンションの適正かつ合理的な管理運営の相談及び支援等に関する事業を行い、マンションの居住性向上及び建物の適切な修繕・改良・保全を図り、建物等のスラム化を防止し、街の景観・地域住民の安全性を追求することにより、マンション並びに地域住民生活の向上に寄与することを目的とする。  
また、マンションの居住者をはじめとする地域住民に対して、火災・地震等の防災企画、建物の大規模修繕企画等のセミナーを開催することにより地域住民の自治能力を高め、地域住民自らがマンションとその周辺地域におけるコミュニティを育成し、住環境の保全向上、福祉活動の増進を実現し、もって地域のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

## 熊本県公告第 600 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 14 年 7 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 14 年 6 月 28 日
- 2 名称  
特定非営利活動法人ワークショップ「いふ」
- 3 代表者の氏名  
蒔野 邦子
- 4 主たる事務所の所在地  
熊本市水前寺六丁目 41 番 5 号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、県民に対して生活・環境の向上を図るため、男女共同参画社会の実現に向けた調査、意識啓発、まちづくりや環境保全に関する提言・意識啓発、介護福祉に係る情報提供、女性の自立のサポート及び地域の特産物の掘り起こしに関する事業を行い、不特定多数のものの利益に寄与することを目的とする。

## 登載依頼

## 熊本県社会教育委員会議公告第 1 号

熊本県社会教育委員会議を、次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 14 年 7 月 17 日

熊本県社会教育委員会議

- 1 開催日時  
平成 14 年 7 月 30 日（火）  
午前 10 時から正午まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
県庁新館多目的 AV 会議室
- 3 議題  
「地域教育力を生かす社会的なシステムづくり」について
- 4 傍聴者の定員  
10 人
- 5 傍聴手続
  - 1 傍聴を希望される方は、受付時間内に受付に集合してください。
  - 2 受付時間は、開会の 1 時間前から 10 分前までとします。
  - 3 傍聴を希望される方の総数が、定員になり次第終了します。
  - 4 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、会場に入室すること



ができます。

- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県教育庁社会教育課生涯学習係  
( 電話 096-383-1111 内線 6695 )

